

意見書案第4号

平成27年 9月 8日

木古内町議会  
議長 又地信也様

提出者 木古内町議会議員 相澤 巧  
賛成者 木古内町議会議員 福島 克彦  
賛成者 木古内町議会議員 新井田 昭男

平和安全法制関連法案の成立に反対し廃案を求める意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

## 平和安全法制関連案の成立に反対し廃案を求める意見書（案）

防衛省が、平和安全法制関連法案の成立を前提に、自衛隊の部隊編成計画まで記載している統合幕僚幹部の内部文書の存在を認めました。多くの国民の反対世論や国会審議を無視した、平和安全法制関連法案成立ありきの言語道断の暴走であり、安部晋三政権の責任は極めて重大であります。

文章には「ガイドライン及び平和安全法制関連法案を受けた今後の方向性」と題する「取扱厳重注意」の文書もあり、法案の8月「成立」・来月2月の「施行」を前提に、12月には陸上自衛隊中部方面隊から南スーダンPKO（国連平和維持活動）に部隊を派遣し、来年3月からは「駆けつけ警護」など「新法制に基づく運用」を始めるなどとした詳細な日程表まで記載されています。

見過ごすことができないのは、同文書が陸・海・空自衛隊の各主要部隊の指揮官が参加した、5月26日のビデオ会議で使用された説明資料だったということです。衆院本会議で平和安全法制関連法案の質疑が始まったその日に、8月の法案成立を前提とした計画を全自衛隊規模で撤退していたということであり、国会無視の暴走というほかありません。

文章は、表題が示すように、日米両政府が4月に合意した、ガイドラインと平和安全法制関連法案との関係を説明したものです。ガイドラインの内容には「既存の現行法制で実施可能なもの」と「法案の成立を待つ必要があるもの」とがあり、平和安全法制関連法案がガイドラインの「実行法」であることを示しています。さらに、新ガイドラインにさえ書かれていない、米軍と自衛隊に関わる政策や運用面での調整を行う「同盟調整メカニズム」を常設し、その下に「軍軍間の調整所」を設置し、「日米共同計画」を策定すると明記しています。自衛隊を「軍」と表記し、日米共同司令部を創設するという憲法に抵触する重大な内容です。

### 記

- 1 「平和安全法制関連法案」の成立に反対し廃案にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成27年 9月 8日

北海道上磯郡木古内町議会  
議長 又 地 信 也

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、総務大臣